

福島県内中小・小規模事業者への 支援体制強化に関する要望書

平成27年5月28日

福島県商工会連合会
会 長 轡田 倉治

要 望 書

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所事故から、既に4年2ヶ月が経過したが、甚大な被害を受けた地域においては、未だ生活・生産活動が制約され、本格的な復興・再生には道半ばである。依然として、多くの事業者が地元へ帰還しての事業再開に希望を託すものの、見通しが全く立たない状況が続いている。

また、県内全域にわたる風評被害も根強く、観光関連業種をはじめ農林水産物の食品加工業などの基幹産業に甚大な影響を及ぼしている。

そのような中、平成27年4月から6月にかけて行われている「ふくしまデスティネーションキャンペーン」や、それに続く、福島県が宿泊費の半額を助成する「旅行券」事業で県外観光客に本県を訪れてもらう事により、一歩ずつ復興に向かおうとしているところである。

しかしながら、この度、国は「集中復興期間」の終了を機に、事業目的・目標を達成したとの判断から「緊急雇用対策」事業を終了すると表明した。

一方で、平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」として位置付けるとの方針も示し、まさに本県は復興・創生のための支援体制を強化すべき5年間となり、そのためには人員体制の維持・強化は必要不可欠である。

については、復興支援員の雇用が継続できるよう「緊急雇用対策」事業の継続を次のとおり強く要望する。

中小・小規模事業者への支援体制の強化

地域に密着した商工会は、震災・原発事故直後から会員・非会員を問わず中小・小規模事業者に寄り添った伴奏型支援を行ってきたが、非常時にはこれまでの補助対象職員数では当然限界もあり、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源とした「中小企業者復興支援業務」により、平成23年度から被災中小・小規模事業者の復興を支援するため商工会及び商工会連合会に「復興支援員」が配置され、国県等の支援策を活用しながら、事業継続・事業再開に向けた経営支援に多大な効果を上げてきたところである。

本県は、原発事故という、これまで誰も経験したことのない環境におかれ、避難指示区域のみならず全県下が風評被害地区となり、未だ厳しい経営環境を強いられている。

原発事故から4年2ヶ月が経過したが、事故収束の見通しも立たない中、商工会はこれからの5年間を見据え、本県商工業者の「復興・創生」に向けた支援を強化していかなければならない。

これまでの5年間よりも更に厳しい5年間となることが予想されるが、新たな活路を見出すためには、様々な課題・問題を克服し、地域の中小・小規模事業者に対してきめ細やかな伴奏型支援をしていかなければならない。

国は、事業目的・目標を達成したとの判断から緊急雇用対策事業を終了すると表明したが、道半ばである本県商工業者の「復興・創生」の1日も早い実現のため、平成28年度以降も「復興支援員」の雇用が継続できるよう予算の確保につき強く要望する。